

## 広島県告示第九十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第一百七十二条第四項前段の規定によつて、次のとおり会計管理者の事務の一部を委任させた。

令和八年二月十六日

広島県知事 横田美香

会計管理者の事務の一部の委任を受けた出納員	委任した事務	委任した年月日
広島県立広島工業高等学校に所属する次の職員 勝岡 隆史	当該出納員の所属する解の会計事務（法第百七十条第二項第二号及び第七号に規定する会計事務を除く。）	令和八年二月九日